

右謹テ審査ノ結果ヲ報告ス

昭和十九年十月六日

書記官長

議長宛

機密

内閣顧問臨時設置制外三件審査報告

昭和十九年十月十六日

委員長 南(弘)顧問官

委員 奈良顧問官 五 松井顧問官

菅原顧問官 五 潮顧問官

林顧問官 五 深井顧問官

秘

内閣顧問臨時設置制外三件審査報告

今回御諮詢ノ内閣顧問臨時設置制、綜合計畫局
官制奏任ノ綜合計畫局參事官ノ特別任用ニ關
スル件及大正二年勅令第二百六十二號任用分
限又ハ官等ノ初敘陞敘ノ規定ヲ適用セサル文
官ニ關スル件中改正ノ件ニ付本官等審査委員
タルノ命ヲ承ケ本月十一日委員會ヲ開キテ當
局大臣及關係諸官ノ辯明ヲ聽キ以テ之ガ審査
ヲ遂ゲタリ

本案各件ノ要旨ヲ説明スレバ左ノ如シ

第一 内閣顧問臨時設置制

内閣總理大臣ノ説明ニ依レバ今ヤ戦局逐日
緊迫ヲ告ゲ國政ノ運営極メテ微妙複雑ヲ加
フルノ時ニ方リ政府ハ其ノ職責ノ重大ナル
ヲ念ヒ此ノ未曾有ノ難局ヲ處理スル爲全力
ヲ傾倒シツツアルガ此ノ重大責務ノ遂行ニ
付テハ内閣總理大臣ノ輔佐機構ノ上ニ於テ
更ニ一層ノ整備ヲ圖リ施策ノ萬全ヲ期スル
ノ要アルヲ以テ茲ニ新ニ内閣顧問及綜合計
畫局ヲ設置セントス而シテ内閣顧問ニ付テ

ハ既ニ戦時經濟ノ運営ニ關シ内閣總理大臣
ノ政務施行ヲ輔ケシムル爲其ノ制度ノ設テ
リト雖尚充分ナラザルニ由リ今回之ヲ廢止
シテ新ナル制度ヲ設ケ民間各界ニ於ケル先
達重鎮ノ中ヨリ適材ヲ選ビ獨リ經濟關係ノ
ミナラズ廣ク物心兩方面ニ亘リ國政一般ノ
運営ニ關シ其ノ自由潤達ナル意見ヲ攝取シ
以テ内閣總理大臣ノ重責遂行ニ萬遺漏ナキ
ヲ期セントス仍テ茲ニ本件ヲ立案シ本院へ
ノ御諮詢ヲ奏請シタルモノニシテ本件勅令

ノ條規ハ(一)大東亞戰爭ニ際シ内閣總理大臣
ノ政務運営ノ樞機ニ參セシムル爲臨時ニ内
閣ニ内閣顧問若干人ヲ置キ(第一條)(二)内閣顧
問ハ練達堪能ナル者ノ中ヨリ之ヲ勅命シ(同
條)(三)親任官ノ待遇トシ(同條)(三)昭和十八年勅
令第百三十四號内閣顧問臨時設置制ハ之ヲ
廢止スル(新ニ規)旨ヲ定ムルニ在リ

第二 綜合計畫局官制

内閣總理大臣ノ説明ニ依レバ現下ノ戰局ノ
危急ヲ打開セシガ爲ニハ國政運営ノ基礎ヲ

大東亞戰爭完遂ノ一途ニ置キ統帥ト國務ト
ノ緊密ナル吻合一致ノ下ニ文武相應シ施策
ニ些ノ遺憾ナキヲ期スルコト最モ肝要ナリ
是レ曩ニ最高戰爭指導會議ノ設置セラレタ
ル所以ニシテ爾來國政ノ運営ハ此ノ會議ニ
於ケル統帥ト國務トノ綜合調整ノ下ニ其ノ
根本方針ヲ決定シ國務上ノ諸施策ハ之ニ基
テ強力ニ實施スルコトト爲レリ是ニ於テ力
重要國策ノ企畫ハ物心兩方面ニ互リ國務各
般ノ諸情勢ヲ詳ニ檢討シタル上綜合的見地

ヨリシテ之ニ當ルコトヲ要シ之ガ爲ニハ内閣總理大臣ノ下ニ簡素ニシテ有能ナル部局ヲ設ケ内閣總理大臣ノ輔佐機關トラシムルヲ可トス仍テ茲ニ本件ヲ以テ右ノ趣旨ニ合致セル綜合計畫局ナル一部局ヲ新設セントス而シテ本件ノ内容ハ(一)綜合計畫局ハ内閣總理大臣ノ管理ニ屬シ綜合國力ノ擴充運用ニ關スル重要事項ノ企畫各廳事務ノ調整統一及各廳事務ノ綜合的考查ニ關スル事務ヲ掌リ此等ノ事務ヲ行フニ付必要ナルトキハ

同局ハ關係各廳ニ對シ資料ノ提出又ハ説明ヲ求ムルコトヲ得ルコトトシ(條一)同局ニ勅任ノ長官及部長奏任ノ參事官(勅任ハ爲ス)ヲ附(書記官、理事官及技師並ニ判任ノ屬及技手ヲ置クコトトシ其ノ定員及職掌ヲ定ム(條二)及第六條)其ノ他内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ命ズル參事官、參與及副參與ノ事ヲ定ム(條三)同局ニ三部ヲ置キ其ノ事務分掌ハ内閣總理大臣之ヲ定ムルコトトシ(條四)行政查察規程中行政查察使ニ關

スル内閣官房ノ職掌ヲ削除セシトス(附二項)
ルニ在リ

第三 奏任ノ綜合計畫局參事官ノ特別任用ニ
關スル件

第四 大正二年勅令第二百六十二號任用分限
又ハ官等ノ初敘陞敘ノ規定ヲ適用セサ
ル文官ニ關スル件中改正ノ件

前記奏任ノ綜合計畫局參事官ハ其ノ職務ノ
性質ニ鑑ミ廣ク適材ヲ求ムルノ必要アリテ
其ノ任用ヲ普通任用ノ資格アル者ノミニ限

定スベカラザルガ故ニ第三ノ件ヲ以テ之ガ
爲ニ特別任用ノ規定ヲ設ケ同官ハ正規ノ資
格ナキモ其ノ職務ニ必要ナル學識經驗ヲ有
スル者ノ中ヨリ高等試験委員ノ銓衡ヲ經テ
特ニ之ヲ任用スルコトヲ得ルモノトシ而シ
テ實際上其ノ任用ニ支障ナカラシムル爲ニ
ハ之ヲシテ高等官官等俸給令所定ノ初敘官
等ニ關スル制限ヲ受ケシメザルモノト爲ス
ノ必要アルガ故ニ第四ノ件ヲ以テ標記勅令
ノ現行規定第二條ニ改正ヲ加ヘ初敘官等ノ

適用ヲ除外セル諸官中ニ同官ヲ加ヘントス
 按ズルニ本案ノ各件ハ現下ノ戦局ニ對處スル
 爲國政一般ノ運営ニ關スル内閣總理大臣ノ輔
 佐機關トシテ新ニ内閣顧問及一部局ヲ設置シ
 並ニ新ニ設置スル特殊ノ官ノ任用及官等ニ關
 スル特別ヲ定メ併セテ戰時經濟運営ニ關スル
 従前ノ内閣顧問ノ制ヲ廢止セントスルモノニ
 シテ孰レモ別ニ支障ノ虞ナキモノト認ム仍テ
 審査委員會ニ於テハ本案ノ四件ハ此ノ儘之ヲ
 可決セラレ然ルベキ旨全會一致ヲ以テ議決シ

夕リ

右審査ノ結果ヲ報告ス

昭和十九年十月十六日

審査委員長

樞密顧問官

南

弘

審査委員

樞密顧問官男爵奈良 武次

樞密顧問官男爵松井慶四郎

樞密顧問官 菅原 通敬

樞密顧問官 潮 惠之輔

樞密顧問官 林 賴三郎
樞密顧問官 深井 英五

樞密院議長男爵鈴木貫太郎殿

昭和十九年十一月二十四日立案

書記官長



主筆

書記官



書記官



關東州裁判令戰時特別審査報告

(別紙一通)